

秋田県過疎地域持続的発展計画

（令和3年度～7年度）

令和3年11月

（令和7年6月変更）

秋 田 県

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	持続的発展の基本方針	1
(2)	目標	5
(3)	計画の達成状況の評価に関する事項	5
(4)	計画期間	6
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	6
(1)	移住及び定住の促進	6
(2)	地域間交流の促進	8
(3)	関係人口の創出	9
(4)	人材育成	10
3	産業の振興	12
(1)	農業の振興	12
(2)	林業の振興	20
(3)	水産業の振興	22
(4)	地場産業の振興	24
(5)	企業の誘致対策	28
(6)	起業の促進	29
(7)	商業・サービス業の振興	30
(8)	情報関連産業の振興	31
(9)	観光の振興	32
(10)	コミュニティビジネスの推進	33
4	地域における情報化	34
5	交通施設の整備、交通手段の確保の促進	35
(1)	都道府県道等の整備	35
(2)	交通確保対策	37
6	生活環境の整備	38
(1)	下水処理施設等の整備	38
(2)	消防・救急・防災体制の整備	38
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	39
(1)	少子化対策と子育て環境の確保対策	39
(2)	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	40

8	医療の確保	42
	(1)へき地医療対策	42
	(2)医師確保対策その他の医療確保対策	43
9	教育の振興	43
10	集落の整備等	44
11	地域文化の振興等	45
12	再生可能エネルギーの利用の推進	46
13	過疎地域市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助	46
	(1)過疎地域市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助	46
	(2)過疎地域市町村に対する行財政上の援助	47

1 基本的な事項

(1) 持続的発展の基本方針

これまで約50年間にわたって様々な過疎対策が講じられてきた結果、過疎地域においては、生活基盤としての道路や公共施設等の整備については一応の成果を見たものの、上下水道など住民の生活環境基盤については、未だに格差が残されている状況にある。

また、依然として全国との所得格差が存在し、雇用の場も不足している。人口動態は、社会減に加え、年齢構成の高齢化に伴い、出生数が減少する中で死亡数がこれを上回る自然減が進行するなど、厳しい社会情勢がかねてより継続しており、地域社会を担う人材の育成、地域経済の活性化、交通ネットワークや医療提供体制の確保、情報通信基盤や教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林の適正な管理等が喫緊の課題となっている。

県では、秋田県過疎地域持続的発展方針に基づき、非過疎地域との格差が残る道路や上下水道などの社会インフラの整備など、かねてより実施している取組に加え、賃金水準の向上による社会減の抑制やカーボンニュートラルへの挑戦、生活の利便性向上を図るデジタル化の推進といった過疎地域の課題解決に資する新たな動きを加速させ、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が図られるよう、過疎地域市町村に協力して次の施策を講ずる。

なお、当県においては、全25市町村のうち大湯村を除く24市町村が過疎地域（旧法における過疎地域として経過措置が適用される特定市町村を含む。）であり、県土のほぼ全域が過疎地域であることを鑑み、本計画においては、非過疎地域を含んだ地域を対象とする施策であっても、過疎地域の持続的発展に資するものは記載している。

(ア) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

新しい人の流れづくりとして、県と市町村等が連携した移住相談・受入体制等の充実・強化により、首都圏等からの移住者を増加させるとともに、県内企業を知る機会やマッチング機会の提供等により新規高卒・大卒者の県内定着・回帰を促進し、リモートワークやワーケーションの推進により、首都圏等からの人材誘致の拡大を図る。

また、地方に関心を持ち賑わいづくり等に貢献したいという、県外からの新しい人の流れに着目し、県と市町村が連携しながら「関係人口」を創出し、県内各地域の活性化や課題解決に向けた具体的な取組に結び付けていく。

さらに、新たな時代に対応した地域づくり・人づくりとして、住民が主体となったコミュニティの再構築により、買い物や地域交通など生活サービスの確保に向けた体制づくりを進めるほか、若者を中心とした新たな地域活動の展開など、住民主体による地域活性化の取組を促進していく。

加えて、過疎地域等政策支援員も含めた専門人材の確保・活用により、過疎地域における各種振興施策が効率的・効果的に実施できるよう支援する。

(イ)産業の振興

①農業の振興

過疎地域の農業を発展させていくためには、生産基盤の整備、経営近代化のための施設整備だけでなく、マーケットインの視点による生産・販売体制を構築し、多様な経営体の育成を図るとともに、他産業との連携による新たな付加価値の創出を推進することが重要である。

このため、それぞれの地域の特性を生かし、カーボンニュートラルや環境との調和にも配慮しながら、経営の多角化に向けた営農指導を行うとともに、担い手の法人化、食品製造業や外食産業と連携した加工・販売への取組等を支援していく。

また、過疎地域の大部分を占める中山間地域では、農林漁業者等による地域資源を活用した6次産業化の取組や、農泊をはじめとした都市農村交流、多様な主体による地域活性化・地域資源の保全等を推進し、集落機能の維持保全・生産活動の継続を図る。

②林業の振興

森林の多面的機能の持続的な発揮と循環利用の両立を図りながら、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、人材の確保・育成、造林・保育の先進的技術の普及等に取り組みとともに、林業専用道や森林作業道などの路網整備の推進、高性能林業機械の導入を図るほか、品質・性能の確かな製品を供給する木材加工流通体制の整備など、川上から川下まで一体となった木材総合加工産地づくりを推進する。

また、県産材の需要拡大を図るため、「ウッドファーストあきた」を県民運動として展開しながら、住宅分野及び非住宅分野への県産材の利用拡大に取り組みとともに、海外への販路開拓に取り組み。

③水産業の振興

漁港・漁村及び沿岸漁場の整備、漁業就業者の確保・育成、流通・加工基盤の強化など、漁業を支える環境の整備を図りながら、海面・内水面共に、水産資源の管理・増殖技術の普及により栽培漁業・資源管理型漁業を主体とした資源を守り生かす漁業を推進する。

④地場産業の振興

県内中小企業の経営力・技術力の強化のほか、生産性の向上や企業間連携を推進し、企業競争力を向上させるとともに、新たな市場の開拓や新製品・新商品の開発、意欲的な起業や事業承継、経営資源集約化の促進など企業の新たなチャレンジや事業拡大の取組を支援する。

また、これからの本県経済を牽引する輸送機産業、新エネルギー関連産業、医療福祉関連産業、情報関連産業などの成長分野への参入を促進するとともに、市町村や関係団体と連携しながら、地域資源を活用することにより、地域に根ざした産業の振興を図る。

⑤企業の誘致対策

輸送機、医療機器・医薬品、新エネルギー、ＩＣＴ、食品加工関連などの成長が見込

まれる産業や先進的なベンチャー企業等の誘致を推進するとともに、誘致済企業等へのきめ細かなフォローアップにより、県内企業との相互補完によるサプライチェーンの形成や本社機能等の移転、工場等の新增設の促進を図るほか、工業団地の環境整備に努め、分譲・貸付を進める。

⑥起業の促進

意欲あふれる起業を促進するため、地元商工団体等と連携し、若者の起業家意識の醸成や、若者、女性、シニアを含めた幅広い世代の起業家を対象に起業準備から起業後のフォローアップまでの各段階を貫いた切れ目のない支援を実施する。

⑦商業・サービス業の振興

市町村や商工団体と連携し、多様な商業・サービス業の活性化を図りながら、中心市街地の振興にも資する商店街の活性化を支援するとともに、社会課題の解決や今後成長が見込まれる分野での新たな商業・サービス業の創出、先端技術を活用した取組への支援を実施する。

⑧情報関連産業の振興

本県のような分野におけるデジタル化やデジタル・トランスフォーメーション推進の先導役を担うＩＣＴ関連企業の新規立地及び事業拡大を支援するとともに、ＩＣＴ人材の安定的な確保・育成に向けた情報発信やマッチング支援等の取組を進める。

⑨観光の振興

地域が主体となった観光地づくりの促進のほか、ＩＣＴ等を活用した受入態勢の整備、ターゲットを見据えた戦略的・効果的なプロモーションを推進する。

⑩コミュニティビジネスの推進

コミュニティビジネスの普及啓発、事業化や経営に関する相談体制等を強化するとともに、高齢者等の技や経験と地域の資源を組み合わせたコミュニティビジネスの拡大を促進する。

(ウ) 地域における情報化

過疎地域においても、住民が十分に情報通信技術の恩恵を享受して豊かな生活を実感できるよう、いつでもどこからでも行政手続を行える電子申請等の行政サービスのデジタル化を推進するとともに、高齢者等が簡単に情報通信技術を活用できるよう、操作研修会や利用方法の普及啓発を行いながら、県内社会全体の情報化・デジタル化を推進する。

(エ) 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

「産業の集積と活性化や連携・交流の推進を支える社会資本の整備」を基本目標として、高規格幹線道路をはじめとする高速交通ネットワークの整備を促進するとともに、

高速交通施設の整備効果を過疎地域を含め県内全域に波及させるためのアクセス道路や過疎地域と地域内外を有機的に結ぶ国道・県道、森林の維持管理や林業生産性の向上を図るための林道など、交通ネットワークの整備を進める。

また、冬期間の安全で円滑な道路交通の確保のため、堆雪幅の確保や防雪施設の整備を進めるほか、通学路などの交通安全を確保するため、計画的に歩道等の整備を進める。

高齢化が進む過疎地域において、高齢者等の移動手段として必要性の高い生活バス路線への支援等を行い、生活交通の確保を図る。

(オ)生活環境の整備

①下水処理施設等の整備

未整備地域の早期解消を図るため、地域の実情に応じた適切な整備手法により、下水道等の計画的かつ効率的な整備を促進する。

また、持続的な生活排水処理サービスの提供に向け、污水处理や污泥処理の広域化・共同化に取り組む。

②消防・救急・防災体制の整備

過疎地域における安全・安心な生活の確保を図るため、市町村による消防・救急・防災に係る施設・設備の整備に加え、各種防災訓練の実施並びに自主防災組織づくり及び消防団の機能強化に取り組む。

(カ)子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

「第2期あきた未来総合戦略」や「第3期すこやかあきた夢っ子プラン」などに基づき、少子化対策はもとより、子ども・子育て支援に係る施策を総合的かつ計画的に進める。

また、「秋田県第8期介護保険事業支援計画・第9期老人福祉計画」に基づき、利用者の需要動向や地域バランス等に配慮しながら介護サービス基盤の整備を促進し、介護サービスの質と量を確保するとともに、高齢者が住み慣れた地域で元気にいきいきと暮らしていくため、介護予防や重度化防止に向けた施策や、生きがいと健康づくり活動などの社会参加を促進する施策を総合的に進める。

さらに、秋田県障害者計画及び秋田県障害福祉計画に基づき、障害者の自立促進のための施策を進める。

(キ)医療の確保

県民がどこに住んでいても安心して質の高い医療を受けられるよう、「秋田県医療保健福祉計画」に基づき、へき地における医療の確保のための施策を推進する。

(ク)教育の振興

過疎地域の学校教育については、市町村による公立幼稚園、小・中学校及び義務教育学校の良好な教育環境の確保のための施設整備を支援する。

県立高等学校については、地域を支える人材育成の場であるとの観点から地域の実情

等に応じた学校の配置や適正規模、学科の改編等を検討する。

(ケ) 集落の整備等

地域コミュニティの維持・活性化を図るため、市町村の集落対策や集落における広域的活動を支援するとともに、「地域運営組織」や「小さな拠点」の形成を図るなど、人口減少社会に対応できる集落づくりに必要な施策等を展開していく。

(コ) 地域文化の振興等

地域が育んできた文化を守り育て次世代に継承するため、後継者育成や発表の場の充実など伝統芸能等の継承支援に取り組む。

(サ) 再生可能エネルギーの利用の推進

再生可能エネルギーの導入拡大を図るとともに、県内の関連産業の振興につなげる取組を推進する。

(2) 目標

過疎地域の指定要件が人口減少率を基本としていることから、人口の増減において、特に施策効果の発現が期待できる社会増減に寄与するものとして、次の二つの目標を設定する。

■ 移住者数（県関与分）

現状値(R2)	目標値(R3)	目標値(R4)	目標値(R5)	目標値(R6)	目標値(R7)
576	550	650	700	750	800

■ Aターン就職者数（Aターンとは秋田県へのU・Jターンの総称）

現状値(R2)	目標値(R3)	目標値(R4)	目標値(R5)	目標値(R6)	目標値(R7)
1,120	1,300	1,250	1,300	1,350	1,400

※ 現状値及び目標値は、非過疎地域を含む全県の数値となります。

(3) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の実効性を確保しつつ着実に推進していくためには、事業の進捗状況を適切に把握するとともに、目標達成に向けて課題を分析しながら、各事業を効果的に推進していく必要がある。

本計画に掲げる目標や取組内容等は、県政の運営指針である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン（H30～R3）」や「新秋田元気創造プラン（R4～R7）」に基づくものであり、プランの推進に当たっては、政策等の進捗状況や成果等の周知を図るとともに、その実効性を確保するため、「秋田県政策等の評価に関する条例」に基づき評価を実施し、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行っていくこととしており、本計画に掲げる目

標及び施策についても、プランにおけるPDCAサイクルに基づき効果検証を行う。

(4)計画期間

令和3年度から令和7年度まで

※ 以下の各項目の事業内容は、主となる項目に記載し、関連する項目に記載する際は、事業名の後に【再掲】と記載する。このため、【再掲】と記載された事業が、前のページに記載されている場合がある。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1)移住及び定住の促進

首都圏からの移住を促進するため、移住を希望する者等のニーズを的確に捉え、市町村等と連携した移住相談・受入体制の強化を図るとともに、秋田暮らしの魅力発信や定着支援などを強化するほか、就職をはじめとする多様な「しごと」情報の提供や県内企業とのマッチング支援を強化するなど、移住の前提となる就業促進の支援の充実を図る。

また、若者の県内定着・回帰を促進するため、大学等への進学希望者を含め、中学・高校の早い段階から、県内産業や各企業を知る機会を充実するとともに、大学生と県内企業とのマッチング機会の拡大や、県内大学等卒業生の県内就職の拡大に向け、大学等と産業界との連携による取組の充実を図る。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした地方回帰の動きを受け、リモートワークやワーケーションによる新しい働き方が進む中、「転職なき移住」の促進を図る。

区 分	事 業 内 容
移住及び定住の 促進	(1) 移住総合推進事業 首都圏等における移住情報の発信及び相談拠点として相談窓口を設置するほか、移住相談会への出展、移住ポータルサイトの運営、移住ガイドブックの制作等により移住情報を発信する。 移住希望者及び既移住者へのきめ細かな相談対応、定着に向けた支援等を行うワンストップ相談窓口を県内に設置するほか、引越等に係る経費への助成や、県・市町村・関係団体で構成する協議会の運営、本県への移住と地域に根ざした起業に向けた支援を行う。 移住者団体等や首都圏の秋田ファン団体との連携により、秋田暮らしの魅力発信や移住支援情報を移住潜在層を含めた幅広い層に対し発信し、移住の促進を図る。
	(2) Aターン就職促進事業 東京事務所（Aターンプラザ秋田）に就職相談員を配置し、相談窓口におけるAターン求人の紹介及び県内事業所とのマッチングを行い、本県へのAターン就職を促進する。 首都圏において、移住に重要な暮らしの魅力と仕事に関する総合的な情報発信、相談、あっせんを実施するフェアを開催する。 東京圏からのAターン希望者と県内企業とのマッチングを強化するとともに、就業等した移住者に対し移住支援金を交付する。
	(3) 地域おこし協力隊支援事業 地域おこし協力隊OB・OGネットワークと協働し、現役隊員の情報共有と連携の強化を図り、隊員活動を促進させるとともに、定住に向けた相談支援体制を強化する。
	(4) 「過密を避け秋田へ」人の流れ拡大事業 首都圏企業等に対し、リモートワークを活用した移住を働きかけるほか、移住前の体験や移住後の通信環境整備等に要する経費を支援する。 首都圏向けに秋田暮らしの魅力等に関する集中プロモーションを展開するとともに、市町村と連携し、秋田の魅力を感ずることができる移住体験ツアーを実施する。

	(5) ワークेशन促進事業 全県域でワークेशनを推進しようとする団体に対し、PR イベントの開催及びウェブサイト開設経費を助成する。 首都圏企業等に対し、誘致活動を行うほか、本県でのワークेशनに取り組む企業に奨励金を交付する。
	(6) 若者の県内定着・回帰総合支援事業 高校生等の早い段階から地元企業に対する理解を深める機会を提供するほか、大学生向けに、東京事務所（Aターンプラザ秋田）にあきた学生就活サポーターを配置し、大学訪問や就職支援情報等の提供によるきめ細かな対応を行うとともに、業界研究イベント、合同就職説明会・面接会等を開催し、若者の県内就職を支援する。 県内企業で活躍する女性社員をあきた女子活応援サポーターとして委嘱し、女子学生の県内就職に向けた意識を醸成するほか、ウェブサイト等による就活支援情報やイベント情報の提供、学生・保護者向けの県内就職情報誌の作成・配布、本県への回帰を促進するキャンペーン等を行う。
	(7) 奨学金貸与・返還助成事業 多子世帯に対して奨学金を貸与し、進学時の経済的負担を軽減するとともに、奨学金返還への助成を行う。
	(8) 職業能力開発支援事業 産業の振興と雇用の安定を図るため、職業訓練や企業での実習を行い、就職の促進と就職後の定着率向上を図るほか、産業人材の育成を促進する。

(2) 地域間交流の促進

地域課題の解決に向け、県と市町村による支援体制の充実を図るとともに、市町村の枠を越えた集落間の交流や連携をコーディネートし、直接的な地域間交流の機会創出を推進する。

区 分	事 業 内 容
地域間交流の促進	(1) 広域的集落間交流推進事業 事例発表や試食体験を通じて交流する「あきた元気ムラ大交流会」を開催する。

	(2)集落活動情報発信推進事業 集落支援員による地域情報の掘り起こしを進めるとともに、市町村の枠を越えた集落間交流のコーディネートを実施する。
--	---

(3)関係人口の創出

関係人口として関わりを深めることができる取組を市町村や民間団体と検討・実施し、「オール秋田による関係人口の創出・拡大」を図るとともに、県外在住者との交流等を通じ、地域課題の解決に貢献する関係人口の創出や関わりの深化を図る。

また、農山漁村に対する都市住民の関心や理解を高めるため、農泊等の交流活動の受入体制の整備や、農泊ビジネスの起業や経営に関する研修などの支援を行うほか、「田園回帰」の流れを逃さず、地域の活性化に貢献する関係人口の創出・拡大につなげるため、伝統文化や棚田・水辺環境等の資源を生かした「里づくり」事業に取り組む組織を支援する。

区 分	事 業 内 容
関係人口の創出	(1)地域を支える「関係人口」創出・拡大事業 県外居住者の企画力や行動力を効果的に生かした地域づくりを進めるため、大都市圏の居住者をターゲットとした交流会の開催等により、地域を支える「関係人口」を創出し、地域課題の解決や活性化につなげていく。
	(2)魅力ある秋田の里づくり総合支援事業【再掲】 中山間地域の活性化及び交流人口の拡大を図るため、地域の食や伝統文化、棚田や水辺環境などの地域特性を生かした都市との交流活動や、伝統野菜などの生産及び加工・販売までの6次産業化を推進する。
	(3)秋田の里地里山を守り継ぐプロジェクト事業【再掲】 国土の保全や水源の涵養、癒やしや安らぎをもたらす働きなど、多面的な機能を有する里地里山を国民共有の財産として後世に引き継いでいくため、「守りたい秋田の里地里山50」の認定地域が、県内外の企業や大学等と協働で行う里地里山の保全活動等に対し総合的に支援する。

	(4)Cool Akita農泊推進事業【再掲】 外国人を含む旅行者の受入拠点地域の育成や、地域の魅力の発信、農家レストランや農家民宿等の農泊ビジネスに取り組む移住者等への起業支援などにより、県内のグリーン・ツーリズムを総合的に支援する。
--	--

(4)人材育成

農林水産業や建設業、地場産業など、それぞれの分野における取組に加え、過疎地域等政策支援員の活用も含め、県と市町村が連携して、過疎地域の持続的発展に資する人材の確保・育成を図る。

区 分	事 業 内 容
人材育成	(1)職業能力開発支援事業【再掲】 産業の振興と雇用の安定を図るため、職業訓練や企業での実習を行い、就職の促進と就職後の定着率向上を図るほか、産業人材の育成を促進する。
	(2)新規就農総合対策事業【再掲】 県内での就農を希望する若者等の多様な就農ニーズに対応した農業研修の実施や、研修期間中や営農初期の資金の交付など、総合的に就農支援を行い、将来の秋田県農業を担う新規就農者の確保・育成を図る。
	(3)次世代あきたアグリヴィーナス応援事業【再掲】 女性が生き生きと活躍する場の創出と、農業の魅力アップを図るため、女性農業者の感性を生かした起業活動を支援する。
	(4)県産農産物販売力強化支援事業【再掲】 販路拡大に取り組む農業者等を育成し、県外や海外への展開を促進するとともに、マーケットインの視点に基づき、生産者と事業者が連携したプレミアムな商品や希少性のある商品の開発・流通生産体制の構築を支援する。
	(5)あきた田園ライフ推進事業【再掲】 全国的に田園回帰の流れが拡大する中、本県への移住・定住を図るため、農泊ビジネスの起業への支援や農山村に滞在し、自分の仕事を継続しながら農林漁業を組み合わせる「新しい兼業スタイル」の実践への支援を行う。

	(6)若い担い手の和牛力向上支援事業【再掲】 若い担い手のフォローアップと繁殖能力の高い雌牛の増殖による生産性の向上を図り、本県の肉用子牛の生産基盤を強化する。
	(7)「オール秋田で育てる」林業トップランナー養成事業【再掲】 林業未経験者を対象に幅広い知識・技術とマネジメント能力等を習得する研修を実施し、将来の林業を担う技術者を養成する。
	(8)秋田の漁業人材育成総合対策事業【再掲】 漁業への就業相談から技術研修、就業後のフォローアップまでを一体的に支援し、担い手の確保・育成を図る。
	(9)ICT人材確保・育成事業【再掲】 県内の産業基盤を支え、イノベーション推進の担い手となるICT人材について、マッチング支援等により人材確保を推進するとともに、企業の経営者や従業員、高校生のデジタルリテラシーの向上に取り組み、人材育成を図る。
	(10)建設産業魅力発信事業【再掲】 建設産業の持続的な発展に向け、「建設産業活性化センター」を核として、建設産業団体等と連携し、人材確保の取組に対する支援等を実施することにより、若者や女性にとって魅力ある産業への転換を図る。
	(11)自主防災組織育成強化事業【再掲】 自主防災組織の育成強化を図るため、防災士を自主防災アドバイザーとして地域に派遣するとともに、自主防災組織のリーダー等を対象とした研修会を開催するほか優良組織の知事表彰を実施する。
	(12)子ども・子育て支援人材育成事業【再掲】 子育て世代包括支援センター等に従事する職員の養成や放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の資格認定のための研修を行う。
	(13)過疎地域等政策支援事業 過疎地域等の条件不利地域を有する市町村に対して、専門人材を県が雇用又は委託し、市町村の施策立案や指導・助言、関係者調整等の業務を行うことで、課題解決に向けた取組を支援する。

3 産業の振興

(1) 農業の振興

① 秋田の農業を牽引する多様な人材の育成

本県農業を牽引する認定農業者や集落営農組織等の担い手を、競争力の高い経営体に育成するためには、農地集積や経営の法人化などを目指す、これまでよりもステップアップした取組に対して、きめ細かな支援を行う必要がある。

また、人口減少に伴う労働力不足が顕在化する中において、農業を魅力あるビジネスとして発展させていくためには、県外からの移住を含め、多様なルートと幅広い年代からの就業促進のほか、地域内で労働力を確保するサポート体制の充実や、ＩＣＴ等先端技術による快適な就業環境整備など、総合的な支援体制の充実・強化を図る必要がある。

このため、県外からの移住就業を含め、次代をリードする多様な人材の確保と競争力の高い担い手の確保・育成を加速し、農業経営基盤の強化を図る。

② 複合型生産構造への転換の加速化

農業の成長産業化に向け、産地間競争を勝ち抜く攻めのトップブランド産地の形成を進め、収益性の高い複合型生産構造への転換を加速化する。

このため、スマート農業技術の導入を図りながら、これまでの取組により着実に成果が現れてきている「米依存からの脱却」、「複合型生産構造への転換」に向けた本県農業の構造改革について、園芸メガ団地や大規模畜産団地など大規模拠点の全県展開のほか、「えだまめ」や「しいたけ」に次いで日本一を目指す園芸品目の生産拡大など、もう一段ステップアップした取組を推進する。

③ 秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用

平成30年以降の米政策の見直しにより、農家や集荷団体等が、事前契約の数量をはじめ、価格、在庫状況等を踏まえた自らの経営判断に基づき、主食用米の生産量を決定する仕組みへと移行したことから、「秋田米生産・販売戦略」の下、関係者が一丸となって販売を起点とした米づくりに取り組んでいく必要がある。

このため、戦略作物の収益性向上に不可欠な水田の排水対策など基盤整備を進め、産地づくりや水田のフル活用による自給力の向上を図る。

また、水田農業を主体とする本県が、産地間競争に打ち勝ち、担い手の経営を持続的に発展させていくことができるよう、全国第3位を誇る広大な水田をフルに活用し、基幹作物である水稻の需要に基づいた生産と、大豆や園芸等の戦略作物の生産拡大に取り組む。

④ 農林水産物の高付加価値化と国内外への展開強化

農山漁村における所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、国内需要の縮小や、食の外部化・簡便化志向の拡大、新たな生活様式の導入等による消費者ニーズの変化に対応する必要がある。

このため、農林漁業者等による地域資源を活用した6次産業化を推進するとともに、首都圏の実需者と連携した新商品づくりなどを支援する。

また、国内外のマーケットニーズに的確に対応できる生産・流通・販売体制を整備する

とともに、農業者の販路拡大や販売力向上、輸出拡大に向けた取組を支援するほか、実需者とのマッチング活動を強化し、販路の多角化を図る。

⑤地域資源を生かした活気ある農山漁村づくり

人口減少の進行に伴い、農山漁村の多面的機能の維持が困難となり地域活力の低下が懸念されることから、農地の保全活動や営農活動の継続を支援する必要がある。

また、近年、農地・森林の荒廃及び施設の老朽化により農山漁村地域における災害リスクが増大しているほか、クマ等による農作物被害が増加しており、地域の協働力を活用した保全管理や鳥獣被害対策が重要となっている。

このため、優れた景観を有する里地里山が県民共有の財産として後世に引き継がれるよう、地域資源を最大限に活用しながら、中山間地域の農業と農山漁村の維持に取り組む。

また、災害から県民の生命と財産を守るため、地域の協働力を活用した保全管理や防災・減災力の強化を図るとともに、鳥獣被害対策のための市町村等の体制整備や生息状況調査、果樹園等への電気柵の設置や有害捕獲等の取組を支援する。

併せて、企業、NPOなど多様な主体の参画による地域の活性化に向けたチャレンジを支援し、地域の自立を促進する。

区 分	事 業 内 容
農業の振興	(1) 地域農業を担う経営体発展支援事業 認定農業者等に対して、経営改善の指導・助言を行い、経営体質の強化を図るとともに、農業経営の法人化や円滑な経営継承を支援し、担い手の安定的な経営発展を促進する。
	(2) 農地中間管理総合対策事業 担い手の経営規模の拡大や農地の集団化等に必要な農地の流動化を促進するため、農地中間管理機構や市町村等の活動を支援する。
	(3) 経営体育成支援事業 人・農地プランの中心経営体に位置づけられた意欲ある経営体が、規模拡大や複合化に必要な機械・施設等の導入に対して支援し、担い手の育成を促進する。
	(4) 新規就農総合対策事業 県内での就農を希望する若者等の多様な就農ニーズに対応した農業研修の実施や、研修期間中や営農初期の資金の交付など、総合的に就農支援を行い、将来の本県農業を担う新規就農者の確保・育成を図る。

	(5) ウェルカム秋田！移住就業応援事業 本県への移住就農を促進するため、移住就農希望者への体験研修や相談活動を通じて本県農業の魅力を発信するとともに、円滑な移住就農から定着まで総合的な支援を行う。
	(6) 6次産業化総合支援事業 6次産業化や地産地消、農商工連携などの取組を強力に推進する。
	(7) 次世代あきたアグリヴィーナス応援事業 女性が生き生きと活躍する場の創出と、農業の魅力アップを図るため、女性農業者の感性を生かした起業活動を支援する。
	(8) 県産農産物マッチング推進事業 県産農産物の生産から販売まで一体的に取り組む流通販売体制を整備し、マーケットインの視点による生産・販売を促進するとともに、実需ニーズの把握や実需者と農業者とのマッチング活動を行う。
	(9) 県産農産物販売力強化支援事業 販路拡大に取り組む農業者等を育成し、県外や海外への展開を促進するとともに、マーケットインの視点に基づき、生産者と事業者が連携したプレミアムな商品や付加価値のある商品づくりを支援する。
	(10) 農産物グローバルマーケティング推進事業 多様な輸出ルート of 構築や海外ニーズに合わせた商品力向上に取り組むとともに、輸出規制に対応した生産現場の体制を整備し、県産農産物の輸出促進を図る。
	(11) 元気な中山間農業応援事業 平地に比べ営農条件が不利な中山間地域を対象に、経営規模は小さくても一定の所得が確保できるよう、地域が主体となった計画づくりとその実現に必要な取組を支援する。
	(12) 中山間地域農業活性化緊急基盤整備事業 中山間地域を対象に、将来とも地域コミュニティを維持しつつ、安心して地域農業に取り組めるよう、暗渠排水や用排水路などの小規模な基盤整備に対する支援を行う。

	(13)日本型直接支払交付金事業（中山間地域等） 農業生産条件が不利な中山間地域等において、耕作放棄地等の発生を防止し、農地の多面的機能を維持するため、協定に基づき農業生産活動等を行う農業者に対し、市町村を通じて助成する。 (14)日本型直接支払交付金事業（多面的機能） 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対して支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する。 (15)日本型直接支払交付金事業（環境保全型農業支援対策） 地球温暖化防止や生物多様性保全に効果が高い農業生産活動を支援するとともに、有機栽培及び減農薬減化学肥料栽培を推進する。 (16)魅力ある秋田の里づくり総合支援事業 中山間地域の活性化及び交流人口の拡大を図るため、地域の食や伝統文化、棚田や水辺環境などの地域特性を生かした都市との交流活動や、伝統野菜などの生産及び加工・販売までの6次産業化を推進する。 (17)秋田の里地里山を守り継ぐプロジェクト事業 国土の保全や水源の涵養、癒やしや安らぎをもたらす働きなど、多面的な機能を有する里地里山を国民共有の財産として後世に引き継いでいくため、「守りたい秋田の里地里山50」の認定地域が、県内外の企業や大学等と協働で行う里地里山の保全活動等に対し総合的に支援する。 (18)Cool Akita 農泊推進事業 外国人を含む旅行者の受入拠点地域の育成や、地域の魅力の発信、農家レストランや農家民宿等の農泊ビジネスに取り組む移住者等への起業支援などにより、県内のグリーン・ツーリズムを総合的に支援する。 (19)あきた田園ライフ推進事業 全国的に田園回帰の流れが拡大する中、本県への移住・定住を図るため、農泊ビジネスの起業への支援や、農山村に滞在して自分の仕事を継続しながら農林漁業を組み合わせる「新しい兼業スタイル」の実践への支援を行う。
--	---

	(20)次世代につなぐ水田農業総合対策事業 現場が抱える課題を克服し、低コスト・業務用米シェアの向上等を図るための総合支援対策を実施する。
	(21)新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業 米依存からの脱却に向けた取組を加速し、収益性の高い複合型生産構造の確立を図るため、経営の複合化や新規就農、6次産業化に必要な機械・施設等の導入を総合的に支援する。
	(22)農作物鳥獣被害防止対策事業 野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣被害防止対策を総合的に支援する。
	(23)秋田米をリードする新品種デビュー対策事業 「サキホコシ」の本格デビューに向け、高品質な米を安定供給するための生産対策やブランドイメージ構築のための流通・販売対策、戦略的な情報発信等を総合的に実施する。
	(24)メガ団地等大規模園芸拠点育成事業 園芸品目の飛躍的な生産拡大により、複合型生産構造への転換を加速させるため、本県の園芸振興をリードするメガ団地等の整備を支援する。
	(25)秋田のやさい総合推進事業 本県の主力野菜の生産拡大や品質向上を促進するとともに、中山間地域等の特色ある取組を支援する。
	(26)特用林産振興施設等整備事業 きのこ等の特用林産物の生産・経営基盤を強化するため、生産施設の整備や生産資材の導入を支援する。
	(27)先端技術を活用した未来型果樹産地創造事業 果樹担い手の高齢化や減少に対応するため、既存の生産技術を省力化の視点から抜本的に見直し、担い手が意欲を持って取り組むことができる果樹産地を創造する。

	(28) “秋田の花”リーディングブランド産地育成事業 県オリジナル品種等を先導役とした生産拡大と高品質化を図るため、生産量日本一を目指すダリアの技術向上、シンテッポウユリ新品種「あきた清ひめ」のPR等、リーディングブランド産地を確立する。
	(29)産地パワーアップ事業 複合作物の産地化や土地利用型作物の生産・流通・加工施設等の整備に向けた取組を支援する。
	(30)スマート園芸加速化事業 園芸品目の生産力向上と作業の省力化等を図るため、ICT等を活用した先端技術の実証と普及拡大を図る。
	(31)秋田牛生産総合対策事業 肉用牛の改良促進や担い手の育成・確保に向けた取組を推進する。
	(32)大規模肉用牛団地整備事業 秋田牛の生産基盤の拡大と肉用牛による地域農業の活性化を図るため、大規模肉用牛団地の整備及び素牛導入に対して支援する。
	(33)畜産競争力強化対策事業 畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体の収益性の向上や畜産環境問題への対応に必要な施設整備を支援する。
	(34)肉用牛肥育経営維持拡大対策事業 子牛価格や配合飼料価格の高騰による肥育農家の負担軽減を図るため、JA等が行う肥育牛預託の無利子化等の取組に対し支援する。
	(35)若い担い手の和牛力向上支援事業 若い担い手のフォローアップと繁殖能力の高い雌牛の増殖による生産性の向上を図り、本県の肉用子牛の生産基盤を強化する。
	(36)秋田牛ブランド確立推進事業 オール秋田の県産牛ブランド「秋田牛」の県内外における認知度向上に取り組むとともに、タイ及び台湾向け輸出の促進を図る。

	(37)比内地鶏販売拡大推進事業 比内地鶏ブランドの信頼性を維持するとともに、販路開拓や消費拡大及び比内地鶏生産の高位平準化に取り組む。
	(38)比内地鶏大規模モデル経営体育成事業 比内地鶏に主業・専業で取り組もうとする者の規模拡大を支援する。
	(39)あきたの酪農推進対策事業 酪農経営の体質強化と生乳生産の維持拡大のため、規模拡大や高能力後継牛の確保に対し支援する。
	(40)経営体育成基盤整備事業 ほ場の区画整理、暗渠排水等、水田フル活用や自給力向上の基礎となる生産基盤を整備するとともに、地域農業を牽引する担い手へ農地を集積し、生産性の向上と経営規模の拡大による効率的かつ安定的な農業を確立する。
	(41)戦略作物生産拡大基盤整備促進事業 戦略作物の品質や収量の大幅な向上による高収益農業を実現するため、暗渠排水やモミガラ補助暗渠等による排水強化対策のほか、農業水利施設等の整備・更新を行い、戦略作物の生産拡大に不可欠な生産基盤を整備する。
	(42)農地耕作条件改善事業 きめ細かな農地の基盤整備を実施し、担い手への農地集積や高収益作物への転換等により農業の生産性の向上、効率的・安定的な農家経営の確立を図る。
	(43)水田畑地化基盤整備事業 園芸作物や畑作物の生産拡大を図るため、園芸メガ団地などを対象に、水田畑地化のための基盤整備を実施する。
	(44)かんがい排水事業 農業用排水施設の新設、改良と管理の自動化及び河川における土砂の採取やダム設置等によって生じた取水施設の機能障害を回復することによって農業用水の安定的確保を図る。

	(45) 公害防除特別土地改良事業 カドミウム等の重金属により土壌汚染された農用地において、客土等の恒久対策を実施することで、人の健康を損なうおそれがある農作物の生産や流通を防止し、秋田産農作物の安全・安心の確保と農業経営の安定を図る。
	(46) 基幹水利施設ストックマネジメント事業 国営・県営事業及び団体営事業等で造成された農業用水利施設において、施設の劣化状況等の機能診断や対策方法を定めた保全計画の策定を行い、その計画に基づき対策工事を実施し、施設の長寿命化、維持・更新コストの低減化を図る。
	(47) 地域用水環境整備事業【小水力発電施設整備】 小水力発電施設の整備を行い、土地改良施設等の維持管理費の節減を図るとともに、その効果を広く周知することで、県内における小水力発電の普及を促進する。
	(48) 特定農業用管水路等特別対策事業 石綿を含有する製品の老朽化に伴い、農業者等への健康被害が懸念されることから、必要な対策を講ずることにより石綿が起因する影響を未然に防止し、農業経営の安定と農業の維持を図るものである。
	(49) 水田農業経営確立排水対策特別事業 麦、大豆、飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るため、水田の畑利用としての基礎的要素である排水条件を整備し、地域水田農業ビジョンの実現に資する。
	(50) 防災ダム事業 流域開発などの変化によって河川等が増水して氾濫し、農用地及び農業用施設に洪水被害が発生することを防止し、もって農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土及び環境の保全に資するよう、洪水調節用のダムの新設又は改修整備を行う。
	(51) ため池等整備事業 老朽ため池及び用排水施設（頭首工、用排水路）の補強工事、また土砂崩落防止のための用水路補強工事を行い、農地の災害を未然に防止するほか、既存のため池の耐震性調査を行い、耐震性を有していないため池の耐震化を図る。

	(52)地すべり対策事業 地すべりによる被害を除去又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的に、地すべり防止指定区域内において、農地・農業用施設等の農業生産基盤を維持するとともに、人家の破壊、埋没等から人命、家屋等の保護を図る。
	(53)湛水防除事業 湛水被害を防除するための施設（排水機、排水樋門、排水路、堤防等）の新設、改修を行う。

(2)林業の振興

①「ウッドファーストあきた」による林業・木材産業の成長産業化

全国に誇るスギ資源を循環利用し、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、木材の新たな市場の開拓等による需要拡大や、川上から川下まで競争力の高い木材・木製品の安定的な供給体制の整備を促進し、全国屈指の木材総合加工産地として更なる発展を図る必要がある。

このため、路網の整備や間伐等森林施業の集約化、担い手の確保・育成のほか、品質や生産性向上のための木材加工流通施設の整備など、低コスト生産や安定供給に向けた対策を充実・強化するとともに、木材需要の創出が期待される、新たな木質部材の開発・普及や木質構造等に精通した人材育成に取り組む。

区 分	事 業 内 容
林業の振興	(1)林業成長産業化総合対策事業 林業・木材産業の低コスト化を図るため、路網の整備や施設整備等への支援を行う。
	(2)あきた材販路拡大事業 県産材の販路拡大を図るため、県外において県産材を利用する工務店等の開拓を進める。
	(3)ウッドファーストあきた推進事業 林業・木材産業の成長産業化に向けて、木材を優先利用する「ウッドファースト」を推進するとともに、住宅での県産材の需要拡大を図る。

	(4)次代につなぐ再造林促進対策事業 森林資源の循環利用を図るため、低コストな造林技術の開発・普及を進めるとともに、林業経営体の施業の低コスト化に向けた取組を支援する。
	(5)非住宅分野における県産材需要拡大事業 住宅以外の建築物における木造・木質化を促進し、県産材の需要拡大を図るため、都市部とのネットワークの構築や、中高層建築物に使用可能な木質部材の開発に取り組むとともに、建築設計人材の育成等を実施する。
	(6)造林補助事業 多面的機能を十分に発揮できる森林を育成するため、植栽、下刈、間伐等の適切な森林整備を支援する。
	(7)秋田県水と緑の森づくり事業 地球温暖化防止等の公益的機能を有する森林を健全に守り育て、次の世代に引き継いでいくため、森林環境の保全に関する事業を実施する。
	(8)秋田県水と緑の森づくり推進事業 地球温暖化防止等の公益的機能を有する森林を健全に守り育て、次の世代に引き継いでいくため、県民の森林に対する意識の醸成と、森づくり活動への自主的参加を促進する。
	(9)「オール秋田で育てる」林業トップランナー養成事業 林業未経験者を対象に幅広い知識・技術とマネジメント能力等を習得する研修を実施し、将来の林業を担う技術者を養成する。
	(10)秋田県森林経営管理制度推進事業 森林経営管理法に基づき、市町村が実施する森林整備等を円滑に推進するため、支援員の配置や研修の開催等の支援を行う。
	(11)秋田スギ生産基盤づくり事業 スギ人工林の成熟度が高く関係者の意欲の高い地域に設定した「高能率生産団地」において、林内路網を整備する。

	(12) 森林病虫害等防除対策事業 海岸の松林やナラ林等を保護し、その有する景観・機能を確保するため、森林病虫害等の防除を行う。
	(13) 森林情報利活用ステップアップ事業 森林情報を一元管理する森林GISによる精度の高い森林資源データの効率的かつ継続的な利活用及び精度向上を図る。
	(14) 治山事業 山地に起因する災害を防止するため、荒廃山地の復旧、地すべり防止対策、防災林の造成、水源地域等の整備を実施する。
	(15) 林道事業 林道の新設及び改築を実施する。

(3) 水産業の振興

① つくり育てる漁業と広域浜プランの推進による水産業の振興

ハタハタ資源量の減少や温暖化による魚種構成の変化、漁業者の減少・高齢化の進行が課題となっていることから、新たな魚種を含めたつくり育てる漁業による資源の維持・増大や、広域浜プランに基づく生産の効率化及び流通の合理化などを推進する必要がある。

このため、本県の重要魚種であるマダイやヒラメ、トラフグ等の資源の維持・増大や、キジハタをはじめとした収益性の高い新たな魚種の増養殖技術の確立を図るほか、魚介類のブランド化に向けて、活け締め等による漁獲物の高品質化や加工品開発による高付加価値化、オンライン販売等による販路拡大などを促進し、魅力ある水産ビジネスを展開し、漁村地域の活性化を図る。

また、次代の担い手の掘り起こしや、漁業研修の支援、就業希望者と雇用先となる漁業経営体とのマッチング等により、新規就業者の確保・育成を進めるほか、漁場や漁港等生産基盤の整備を推進し、水産業の振興を図る。

区 分	事 業 内 容
水産業の振興	(1) 水産資源戦略的増殖推進事業 トラフグ、キジハタ等について、つくり育てる漁業により資源の維持・増大を図る。

	(2)秋田のサケ資源造成特別対策事業 サケ稚魚をふ化事業者から買い上げて放流することにより、本県におけるサケ資源の維持を図る。
	(3)秋田のハタハタ漁業振興事業 ハタハタ資源の回復及び漁業者による資源管理の取組による持続的な漁業への転換を図るため、ハタハタふ化放流事業の支援や小型魚保護の取組を推進する。
	(4)未来につなぐ豊かな海づくり推進事業 県産水産物の認知度向上を図るとともに、鮮度維持による高品質化や加工による高付加価値化、新たな販路の開拓等を支援する。
	(5)秋田の漁業人材育成総合対策事業 漁業への就業相談から技術研修、就業後のフォローアップまでを一体的に支援し、担い手の確保・育成を図る。
	(6)秋田の内水面漁業振興事業 内水面における漁業資源の回復に向けた実証試験を行うとともに、魚食被害を及ぼす外来魚やカワウの被害軽減対策を実施する。
	(7)水産多面的機能発揮対策事業 水産多面的機能が将来にわたって十分に発揮されるよう、漁業者や地域住民が行う活動に対し支援する。
	(8)水産環境整備事業 漁業の生産基盤となる魚礁や増殖場を計画的に整備し、漁場環境を創出する。
	(9)水産物供給基盤整備事業 防波堤や護岸、岸壁等の基本施設を重点的かつ一体的に整備し、水産物の生産・流通機能の強化を図り、安全で効率的な漁業生産活動を支援する。

	(10)水産物供給基盤機能保全事業 老朽化により更新を必要とする施設の計画的な補修を行い、コストを抑えながら長寿命化を図るとともに、機能が低下している施設については、機能強化、防護対策を講じ、安全な漁港・漁村づくりを推進する。
	(11)漁村再生交付金 水産業の生産基盤（漁港施設、漁場）及び漁村の生活環境（漁港環境施設、漁業集落環境施設）の整備により、豊かな漁村の再生を図る。
	(12)漁港海岸保全施設整備事業 高潮、波浪、津波等による海岸侵食及び災害から海岸及び人家等の防護を図るとともに、海岸環境の整備と保全により、安全で美しい海岸環境を創出する。

(4)地場産業の振興

①企業力の向上

経営革新や生産性向上の取組に対する支援、技術指導からビジネスマッチングまでの一貫した支援のほか、産業デザイン、製品開発、マーケティング等に関する専門的な助言及び指導、今後の成長が見込まれる産業分野の技術・製品等の開発・事業化に先導的に取り組む県内企業等に対する支援など、県内企業の競争力強化に向けた支援を展開する。

②新たなチャレンジ・事業拡大の推進

地域のリーダー企業の育成のため、行政や支援機関等の各種施策を活用した伴走支援を実施するほか、意欲を持って自社の競争力の強化を図ろうとする中小企業が行う新たな取組を支援する。

③戦略産業の育成

輸送機産業については、取引拡大やサプライチェーンの形成を図るため、技術水準の向上や販路拡大等に取り組む県内企業を支援する。

新エネルギー関連産業については、洋上を含む風力発電等の更なる導入拡大を図るとともに、関連分野への県内企業の参入を促進する。

医療福祉関連産業については、医療・福祉機器産業の集積による多様な展開を図るため、県内企業の製品開発や販路開拓、人材育成等に向けた取組に対し支援するほか、今後の成長が期待されるヘルスケア産業については、県内における高付加価値企業群の創出や、本県の特性を生かしたヘルスケアビジネスの創出に向けた取組を促進する。

情報関連産業については、県内ＩＣＴ関連企業の事業拡大、ＩＣＴ人材の確保・育成を

支援する。

④地域産業の振興

地域資源を活用した新たな地域産業の創出や既存の地域産業の拡大等に取り組む若手後継者等を支援するほか、伝統的工芸品等については、県、市町村及び産地が一体となって振興施策を実施し、食品産業については、県内食品製造事業者の事業基盤と競争力の強化を図るため、人材育成や製造現場・設備等の整備のほか、事業拡大に向けた取組を支援する。

⑤建設業における人材の確保・育成の支援

社会資本の整備はもとより、災害時の対応や除排雪など県民の安全・安心を担う建設業が、将来にわたって地域に存続していけるよう、人材の確保・育成に向けた取組を支援する。

区 分	事 業 内 容
地場産業の振興	(1)企業競争力強化事業 県内企業の競争力強化のため、経営革新や生産性向上の取組に対する支援のほか、技術指導からビジネスマッチングまでの一貫した支援を行う。
	(2)産業デザイン活用促進事業 付加価値の向上を目指し、産業デザイン、製品開発、マーケティング等に関する課題を抱えている県内製造業者等に対して、専門的な助言及び指導を行う。
	(3)あきたの企業元気づくり推進事業 中小企業振興条例推進のため、「中小企業月間」を定め、企業及び一般県民に対して、本条例及び関連施策に関する普及啓発イベントを集中実施するほか、中小企業振興委員会により中小企業者や支援機関による定期的な意見交換を行い、条例に基づく施策の推進状況の確認や、実績を踏まえた見直し等を行う。
	(4)プロフェッショナル人材活用普及促進事業 企業が成長戦略を実践する上で中核となる人材の獲得をサポートすることにより、人材面での経営基盤強化に向けた支援を行う。また、県内企業における副業・兼業による県外人材の活用を支援することで関係人口の創出にもつなげる。

	(5)中小企業振興資金貸付事業 県内中小企業者に対し、事業資金（設備資金、運転資金）を融資する。
	(6)経営安定資金貸付事業 受注減や取引企業の倒産により、経営不振に陥っている中小企業に対し、低利な事業資金を融資する。
	(7)新事業展開資金貸付事業 事業転換や市場開拓により、新事業に取り組む企業の資金調達を支援し、地域経済の活性化を図る。
	(8)県単機械類貸与事業 設備投資に要する資金の調達が困難な中小企業者等に対して設備貸与を実施することで、企業の経営基盤の強化・改善を支援し、ひいては県内産業の底上げを図る。
	(9)事業承継推進事業 雇用の確保や優れた技術・ノウハウ等の経営資源の円滑な継承のために中小企業が行う取組を支援する。
	(10)再建企業特別融資事業 事業の再起・再チャレンジを融資で支援する。
	(11)環境・リサイクル産業集積促進事業 持続可能な環境調和型社会を構築するため、環境・リサイクル産業の創出及び育成を推進する。
	(12)県内企業海外展開支援事業 海外展開に取り組む県内企業に対し、貿易支援機関や補助制度等の活用による支援を行う。
	(13)環日本海物流ネットワーク構築推進事業 秋田港の環日本海地域における物流拠点化を推進するため、国際コンテナ取扱貨物の利用拡大を促進することにより、新規航路の開設や既存航路の維持・拡充等を図る。

	(14)東アジア経済交流強化事業 東アジア等における関係機関との経済交流を推進することで、当該地域における県内企業の海外展開を支援する。
	(15)かがやく未来型中小企業応援事業 意欲を持って自社の生産性向上と競争力の強化を図ろうとする中小企業の新規性の高い取組を支援する。
	(16)輸送機産業強化支援事業 輸送機産業における県内企業の取引拡大やサプライチェーンの形成を図るため、技術水準の向上や販路拡大等に取り組む県内企業を支援する。
	(17)新エネルギー産業創出・育成事業【再掲】 新エネルギー関連産業の拡大のため、洋上を含む風力発電等の更なる導入拡大を図るとともに、関連分野への県内企業の参入を促進する。
	(18)医療福祉関連産業成長促進事業 医療・福祉機器産業の集積による多様な展開を図るため、県内企業の製品開発や販路開拓、人材育成等に向けた取組に対し支援する。
	(19)ヘルスケア産業振興事業 県内における高付加価値企業群の創出や、本県の特性を生かしたヘルスケアビジネスの創出に向けた取組を促進する。
	(20)DX 普及啓発・促進事業 県内企業の生産性や付加価値の向上を図るため、デジタル・トランスフォーメーションの推進に向けたＩｏＴやＡＩ等のデジタル技術を広く普及させるとともに、その導入を促進する。
	(21)DX 加速化プロジェクト形成事業 産業分野の競争力強化や地域課題等の解決を図るため、実証プロジェクトによるデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）の先行事例を創出するとともに、その実証を通して、ＤＸ推進の中心的な役割を担う県内ＩＣＴ企業を育成する。

	(22)情報関連産業立地促進事業【再掲】 ＩＣＴ関連企業の新規立地及び事業拡大を促進するため、ＩＣＴ関連企業が行う人材育成等に要する経費の一部を助成する。
	(23)ＩＣＴ人材確保・育成事業 県内の産業基盤を支え、イノベーション推進の担い手となるＩＣＴ人材について、マッチング支援等により人材確保を推進するとともに、企業の経営者や従業員、高校生のデジタルリテラシーの向上に取り組み、人材育成を図る。
	(24)「アトツギベンチャー」支援事業 若手後継者を中心とした同業者のグループが、商工団体・市町村等と協働し、地域資源を活用して行う取組を支援する。
	(25)伝統的工芸品等振興事業 県、市町村及び産地が一体となって、将来を担う人材の育成、観光等の異業種と連携した新たな販路開拓や新商品開発等の振興施策を実施する。
	(26)食品事業者基盤強化事業 県内食品製造事業者の事業基盤と競争力の強化を図るため、人材育成や製造現場・設備等の整備のほか、事業拡大に向けた取組を支援する。
	(27)建設産業魅力発信事業 建設産業の持続的な発展に向け、「建設産業活性化センター」を核として、建設産業団体等と連携し、人材確保の取組に対する支援等を実施することにより、若者や女性にとって魅力ある産業への転換を図る。

(5)企業の誘致対策

①多様で安定した雇用につながる企業立地の促進

成長産業を主なターゲットに、県や市町村、民間団体からなる秋田県企業誘致推進協議会を中心として、本県立地環境などを広くアピールしながら、更なる産業集積の促進や先進的なベンチャー企業の誘致を図るほか、テレワークによる働き方の変化に対応したサテライトオフィスの活用による首都圏等企業の県内拠点化の促進、生産拠点の国内回帰やサプライチェーンの再構築の動きなどを迅速に捉え関連企業の誘致を図るとともに、本県の再生可能エネルギーの活用を最大限にＰＲし、関連企業の誘致を推進する。

②工業団地の利活用と整備の推進

県有の工業団地の未分譲地の維持管理、工業用地の環境整備を行うほか、市町村が実施する立地基盤整備に係る造成費用の一部を助成するなど、県と市町村が連携した立地基盤の整備を行う。

区 分	事 業 内 容
企業の誘致対策	(1)あきた企業立地促進助成事業 本県にとって波及効果の大きい企業の立地を促進し、雇用の創出を図るため、工場等の新增設に伴う設備投資等に要する経費に対し助成する。
	(2)本社機能等移転促進事業 県外から本社機能等を移転する企業に対し移転等経費の一部を助成する。
	(3)立地環境プロモーション強化事業 折衝企業等にインパクトのある宣伝広告の活用により、本県の立地環境等を周知して、企業立地を促進する。
	(4)産業集積投資促進事業 成長産業に加えＩＯＴ・ＡＩ関連ベンチャー企業をターゲットに新規誘致企業の開拓と誘致済企業の成長支援を行う。
	(5)工業団地開発事業費 県有の工業団地の未分譲地の維持管理、工業用地の環境整備等を行う。
	(6)情報関連産業立地促進事業【再掲】 ＩＣＴ関連企業の新規立地及び事業拡大を促進するため、ＩＣＴ関連企業が行う人材育成等に要する経費の一部を助成する。

(6)起業の促進

①起業家意識の醸成

起業家等との交流機会の創出や情報発信等の実施により、若者の起業家意識を醸成する。

②起業準備から起業後までの切れ目のない支援

起業準備から起業後のフォローアップまでの各段階を貫いた切れ目のない支援を行う。

区 分	事 業 内 容
起業の促進	(1)あきた起業促進事業 県内における開業率の向上を図るため、起業家意識の醸成、起業スキル習得のための支援、起業時の費用に対する助成、専門家によるサポートのほか、起業後のフォローアップ等、起業準備から起業後の各段階において、切れ目のない支援を行う。

(7)商業・サービス業の振興

①商店街の活性化と商業振興の推進

中心市街地の振興にも資する商店街の活性化において、地元商業者・団体等が意欲と創意工夫により実施する取組につなげるため、その基盤となる商店街で組織する商店街振興組合連合会への支援を行うとともに、個店の魅力向上や空き店舗の活用を促進し、全県への波及を図る。

②地域課題や今後成長が見込まれる分野の振興

商業・サービス業のビジネス展開において、人口減少、少子高齢化等、地域が抱える課題などの解決につながる社会のニーズに対応し、今後成長が見込まれる分野での事業創出、ICTやIoT等の先端技術の活用による販路拡大等の取組に対して支援する。

③農山村地域等における商業機能の充実

農山村地域等において、地域住民の生活に必要なサービス機能や地域コミュニティの維持・確保を図るため、宅配、移動販売など日常生活に必要な機能の充実を図るほか、地域住民が運営する「お互いさまスーパー」の新規設置や機能強化の取組を支援するとともに、AIやICT等の先端技術を活用した地域課題の解決に取り組む。

区 分	事 業 内 容
商業・サービス業の振興	(1)商業活性化・人材育成支援事業 地元商業者・団体等が意欲と創意工夫により実施する取組につなげるため、商店街で組織する商店街振興組合連合会が実施する事業への支援を行う。

	(2)かがやく未来型中小企業応援事業 社会のニーズに対応し、今後成長が見込まれる商業・サービス業分野での事業創出、ＩＣＴやＩｏＴ等の先端技術の活用による販路の拡大等の取組を支援する。
	(3)小さな拠点形成支援事業【再掲】 「小さな拠点」の形成を官民が協働で推進するため、買い物支援や移送サービスなど、生活機能の維持・確保に向けた取組を一体的に推進する。

(8)情報関連産業の振興

①企業誘致の促進、事業拡大への支援

県内他産業の高度化や効率化への貢献など、波及効果が大きい情報関連産業を振興するため、ＩＣＴ関連企業の新規立地及び事業拡大に対する取組を支援する。

②ＩＣＴ人材の確保

県内の産業基盤を支え、イノベーション推進の担い手となる情報関連産業における人材の安定的な確保を図る。

区 分	事 業 内 容
情報関連産業の振興	(1)情報関連産業立地促進事業 ＩＣＴ関連企業の新規立地及び事業拡大を促進するため、ＩＣＴ関連企業が行う人材育成等に要する経費の一部を助成する。
	(2)DX 加速化プロジェクト形成事業【再掲】 産業分野の競争力強化や地域課題等の解決を図るため、実証プロジェクトによるデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）の先行事例を創出するとともに、その実証を通して、ＤＸ推進の中心的な役割を担う県内ＩＣＴ企業を育成する。
	(3)ＩＣＴ人材確保・育成事業【再掲】 県内の産業基盤を支え、イノベーション推進の担い手となるＩＣＴ人材について、マッチング支援等により人材確保を推進するとともに、企業の経営者や従業員、高校生のデジタルリテラシーの向上に取り組み、人材育成を図る。

(9)観光の振興

①秋田ならではの観光コンテンツづくりの推進

新たな旅行スタイルに対応した本県ならではの特色ある観光コンテンツづくりに取り組む。

②ＩＣＴ等を活用した受入態勢の充実強化

観光客の旅マエ、旅ナカにおける情報収集の利便性を高めるため、ＡＩを活用した観光案内など、ＩＣＴの活用や、セミナーの開催による観光案内所のスキルアップなど受入態勢の整備を推進する。

③ターゲットを見据えたプロモーションの強化

秋田の観光に関心がある層などにターゲットを絞り込んだインターネット広告配信などデジタルプロモーションを国内外に展開するとともに、台湾、中国、香港、韓国及びタイといった重点市場では、現地コーディネーターを活用した旅行会社やメディア等へのプロモーションを継続するほか、ＳＮＳによるきめ細かな情報発信に取り組む。

④高質な田舎としての情報の掘り起こしと発信

地域資源、伝統行事や里山・棚田等の景観の魅力など高質な田舎としての情報を掘り起こし、発信していくことで、観光コンテンツを充足させるとともに、その情報を活用した地域の活性化と地域価値の再認識を促進する。

区 分	事 業 内 容
観光の振興	(1)新しい旅行スタイルに対応したコンテンツ商品化支援事業 秋田ならではの資源を活用した新しいコンテンツを、訴求力の高い商品として磨き上げるとともに、予約サイトへの掲載などによる販路拡大を支援し、コンテンツの体験を目的とした外国人旅行者等の誘客を図る。
	(2)ＩＣＴ等を活用した受入態勢整備事業 デジタル化の加速とともに、旅行形態の個人化が進んでいる中、個人旅行者の利便性向上を図るため、セミナーを通じた Google マップの活用支援等を行い、受入態勢の整備を図る。

	(3) 秋田の観光宣伝力強化事業 秋田県の観光に関心がある層の調査分析を行うため、秋田県公式観光サイトへ誘導するデジタルプロモーション等を実施し、今後の施策立案に活用する。
	(4) インバウンド回復を見据えた情報発信事業 本格的なインバウンド需要の回復に向け、市場ニーズや新たな旅行スタイルに対応した情報発信、旅行商品造成の支援に取り組むとともに、インバウンドの旅行動向に大きな影響を与える直行便の誘致を図る。

(10) コミュニティビジネスの推進

コミュニティビジネスの普及啓発、事業化や経営に関する相談体制等を強化するとともに、高齢者等の技や経験と地域の資源を組み合わせたコミュニティビジネスの拡大を促進する。

区 分	事 業 内 容
コミュニティビジネスの推進	(1) GBビジネス推進事業 地域住民の生きがいづくりと小さな経済の創出を目的としたGBビジネス（じっちゃん・ばっちゃんビジネス）の拡大を促進し、共同出荷体制の整備を含めた集落連携の取組を支援する。
	(2) 魅力ある秋田の里づくり総合支援事業【再掲】 中山間地域の活性化及び交流人口の拡大を図るため、地域の食や伝統文化、棚田や水辺環境などの地域特性を生かした都市との交流活動や、伝統野菜などの生産及び加工・販売までの6次産業化を推進する。
	(3) 秋田の里地里山を守り継ぐプロジェクト事業【再掲】 国土の保全や水源の涵養、癒やしや安らぎをもたらす働きなど、多面的な機能を有する里地里山を国民共有の財産として後世に引き継いでいくため、「守りたい秋田の里地里山50」の認定地域が、県内外の企業や大学等と協働で行う里地里山の保全活動等に対し総合的に支援する。

	(4)Cool Akita農泊推進事業【再掲】 外国人を含む旅行者の受入拠点地域の育成や、地域の魅力の発信、農家レストランや農家民宿等の農泊ビジネスに取り組む移住者等への起業支援などにより、県内のグリーン・ツーリズムを総合的に支援する。
	(5)あきた田園ライフ推進事業【再掲】 全国的に田園回帰の流れが拡大する中、本県への移住・定住を図るため、農泊ビジネスの起業への支援を行う。

4 地域における情報化

過疎地域においては、IoTやAI、ロボティクスなどの革新的な技術を、産業や医療・福祉、教育等の様々な分野で活用し、少ない人口でも地域社会・経済を持続的に発展させていくことが必要である。

これらの革新的技術の活用については、光ファイバや5G等の高速情報通信基盤の利用が前提であることから、都市と過疎地域において格差が生じないように整備を進めていくことが重要である。

また、過疎地域においても、住民が十分に情報通信技術の恩恵を享受して豊かな生活を実感できるよう、いつでもどこからでも行政手続を行える電子申請等の行政サービスのデジタル化を推進するとともに、高齢者等が簡単に情報通信技術を活用できるよう、操作研修会や利用方法の普及啓発を行いながら、県内社会全体の情報化・デジタル化を推進する。

区 分	事 業 内 容
地域における情報化	(1)高齢者向け「デジタル生活」わくわく体験事業 高齢者等のデジタル活用を推進するため、実際にデジタル機器を手に取り操作を体験できる機会を設けるほか、デジタル機器に不慣れな方に指導できるデジタル活用サポーターを育成する研修会を実施する。
	(2)移動通信用鉄塔施設整備事業 市町村から要望があった場合に国の補助制度を活用し、携帯電話等の移動通信ができない状態の解消を図るための施設及び設備の設置を行う市町村に対し支援する。

	(3)ラジオ放送中継施設整備支援事業 市町村から要望があった場合に国の補助制度を活用し、民間ラジオ放送の難聴地域解消のため、又はラジオ放送による災害等の緊急情報の伝達のために必要な中継施設の整備を行う市町村に対し支援する。
	(4)地域情報化推進費（通信回線費） 8 地域振興局の県民ホールにおいて公衆無線LAN環境を提供する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

(1)都道府県道等の整備

①国道（知事管理分）及び県道

過疎地域の持続的発展のためには、圏域内の生活中心都市はもとより、他の地域や県外との広域的な交流・連携を促進していくことが重要である。

このため、県管理国道や県道について、高速道路や港湾・空港などの高速交通施設とのアクセス道路及び地域間交流を支える幹線の整備に加え、交通安全や防災などにも配慮した道路整備を進める。

区 分	事 業 内 容	市町村名
国 道 (知事管理分)	8路線 国道101号 浜間口 延長 2,770m 竹生 延長 1,000m 峰浜水沢 延長 1,900m 国道103号 和井内 延長 807m 国道105号 幸屋渡 延長 1,600m 堀内 延長 830m 国道107号 本荘道路 延長 2,000m 大沢バイパス 延長 1,700m 大築 延長 2,350m 国道108号 小川 延長 1,000m 十分一 延長 1,800m 国道285号 富津内 延長 3,300m 沖田面 延長 3,880m 国道341号 新波 延長 1,100m 川原橋 延長 540m 国道398号 稲庭バイパス 延長 4,530m	男鹿市 能代市 八峰町 小坂町 北秋田市 仙北市 由利本荘市 横手市 由利本荘市 由利本荘市 湯沢市 五城目町 北秋田市 秋田市 大仙市 湯沢市
県 道	12路線 (一)白岩角館線 大威徳橋 延長 780m (一)川添下浜停車場線 下浜羽川 延長 2,059m (主)秋田雄和本荘線 相川 延長 1,360m (主)大曲大森羽後線 安良町 延長 2,840m (主)西目屋二ツ井線 荷上場 延長 3,160m (一)河辺阿仁線 曾場 延長 1,000m (主)横手大森大内線 三本柳 延長 2,240m (主)秋田八郎潟線 山内増沢 延長 1,500m (主)大館十和田湖線 雪沢 延長 2,930m (主)秋田天王線 秋田港アクセス 延長 6,120m (主)鳥海矢島線 中直根 延長 2,000m (一)川連増田平鹿線 八面 延長 1,300m	仙北市 秋田市 秋田市 羽後町 能代市 秋田市 横手市 秋田市 大館市 秋田市 由利本荘市 湯沢市

②林道

過疎地域における林業の生産性の向上と流通基盤整備のため、一般公共道との連携に配慮しながら林道を整備し、広域的な林道網の構築を図る。

区 分	事 業 内 容	市町村名
林 道	1 路線 峰浜線 延長 5,000m	八峰町

(2)交通確保対策

第三セクター鉄道や路線バスなどの地域公共交通機関を重点的に支援し、路線の確保を図っていくほか、交通需要の少ない地域においては、市町村におけるコミュニティバスや乗合タクシー等、地域の実情に応じた多様な生活交通の確保を支援する。

区 分	事 業 内 容
交通確保対策	(1)地方バス路線維持事業 広域的・幹線的な生活交通バス路線を維持するため、国と協調してバス事業者に対し運行費等を助成する。
	(2)生活バス路線維持事業 地域内の生活交通を確保するため、市町村が助成又は運行している生活バス、マイタウンバス、フィーダー系統の運行費等を助成する。
	(3)鉄道軌道輸送対策事業 鉄道の安全対策等に係る施設改修等に対し国と協調して助成する。
	(4)地方鉄道運営費補助事業 第三セクター鉄道会社の運営に必要な費用の一部を助成する。

6 生活環境の整備

(1) 下水処理施設等の整備

「秋田県生活排水処理構想」に基づき、地域の実情に応じた適切な整備手法により下水道等の計画的かつ効率的な整備を進めるほか、流域下水道を核とした県と市町村による汚水処理や汚泥処理の広域化・共同化に取り組む。

区 分	事 業 内 容
下水処理施設等の整備	(1) 県南地区広域汚泥資源化事業 県南地区4市2町の下水汚泥を広域共同処理する施設を建設する。
	(2) あきた循環のみず推進事業 人口減少などの社会情勢の変化を考慮の上、秋田県生活排水処理構想の見直しを行う。

(2) 消防・救急・防災体制の整備

総合防災訓練をはじめとした各種防災訓練の実施並びに地域住民の自主防災組織づくり及び消防団の機能強化等を推進し、地域防災力の強化を図る。

区 分	事 業 内 容
消防・救急・防災体制の整備	(1) 防災訓練事業 災害対応能力の向上を図るため、県民防災の日訓練並びに県と市町村の共催による総合防災訓練及び冬期防災訓練を実施する。
	(2) 自主防災組織育成強化事業 自主防災組織の育成強化を図るため、防災士を自主防災アドバイザーとして地域に派遣するとともに、自主防災組織のリーダー等を対象とした研修会を開催するほか優良組織の知事表彰を実施する。
	(3) 消防団機能強化推進事業 消防団の機能を強化するため、消防操法大会、消防団員向け研修会、女性消防団ネットワーク会議及び若手消防団員活性化推進会議を開催する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 少子化対策と子育て環境の確保対策

少子化の進行と子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、地域の実情に応じて、少子化対策と子ども・子育て支援に係る施策を総合的に推進する。

区 分	事 業 内 容
少子化対策と子育て環境の確保対策	(1)あきた出会い・マッチング支援事業 結婚を希望する独身者を支援するため、「（一社）あきた結婚支援センター」の運営費に対して助成する。
	(2)オンライン婚活事業 コロナ禍において、結婚を希望する独身者を支援するため、インターネットを活用した婚活イベント等を開催し、出会いの機会の創出を図る。
	(3)ライフデザイン学習推進事業 小学生・中学生・高校生それぞれの発達段階に応じて、結婚や家庭を持つことの意義や男女共同参画等について、学び考える機会を提供する。
	(4)独身者の出会い交流促進事業 独身従業員の結婚を応援する企業同士による交流を促進するとともに、理想の結婚相手を見つけるために活動する独身者を支援する。
	(5)多様な出会いの機会創出支援事業 結婚を希望する独身者の出会いの機会を創出するため、出会いイベントや企業間交流会等を開催する団体等へ助成する。
	(6)子ども・子育て支援人材育成事業 子育て世代包括支援センター等に従事する職員の養成や放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の資格認定のための研修を行う。
	(7)子育て支援団体の地域ネットワークづくり支援事業 子育て支援団体の活動を促進するため、ワークショップやセミナー等の開催を通じた地域のネットワークづくりを支援する。

	(8)ひとり親家庭日常生活支援事業 一時的に介護・保育等のサービスが必要な母子家庭、寡婦及び父子家庭に対して支援員を派遣し、育児や食事の世話等を行う。
	(9)女性活躍・定着促進企業応援事業 女性の県内定着を促進するため、女性活躍の優良モデル企業を育成するとともに普及拡大を行い、女性の新たな雇用の場や若年女性に魅力ある職場を創出する気運を醸成する。
	(10)若年女性に魅力ある職場づくり促進事業 若年女性の県内定着を促進するため、経済団体等との連携により、ライフスタイルに応じた柔軟な働き方の導入や女性管理職の登用促進など、女性に魅力ある職場づくりに取り組む企業を支援する。

(2)高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

①高齢者の健康と生きがいのづくりの推進

各市町村の介護予防・重度化防止の取組を円滑に推進するため、市町村が行う「総合事業」の活動を支援するほか、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の推進、老人クラブの活動に対する補助や全国健康福祉祭への選手団の派遣、いきいき長寿あきたねんりんピックや「福祉・文化のつどい」の開催に対する支援などにより、高齢者の社会参加や生きがいのづくりの促進を図る。

②住み慣れた地域で暮らし、支え合う社会づくりの推進

地域において高齢者支援の中核的な役割を担う地域包括支援センターについては、高齢者の増加に伴って一層その役割が大きくなるとともに、相談内容等が多様化していることから、研修等の実施により職員のスキルアップを支援し、その機能強化を図る。

また、県内の全ての老人福祉圏域（二次医療圏域）に設置している、認知症医療提供体制の中核的な役割を担う認知症疾患医療センターにおいて、認知症の早期診断・早期対応を行うとともに、チームオレンジの全市町村への設置に向けた取組の推進など、認知症の人やその家族が安全・安心に暮らせるよう、認知症に関する様々な施策を総合的に推進していく。

③介護保険サービスの基盤強化と質の向上の推進

介護サービス基盤の整備と充実に当たっては、中長期的な人口構造の変化の見通しを踏まえながら、利用者の需要動向や地域バランス等に配慮しながら均衡ある整備を図っていく。

特に、地域で中重度者を支える上で重要となる「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「看護小規模多機能型居宅介護」等の在宅福祉サービスが、地域の実情に応じて提供さ

れるよう、地域密着型サービスの基盤を拡充する。

④高齢者が安心して安全に暮らすことのできる社会づくりの推進

高齢者の徘徊による行方不明事案発生の際の早期発見・保護や、交通安全対策、悪質商法等による被害防止対策のため、警察と自治体の連絡網の整備や、関係機関間の連携強化を図るとともに、老人クラブによる戸別訪問活動やライフライン事業者などの地域資源を活用した取組により、地域における高齢者の見守り活動を推進する。

⑤障害者の社会参加と自立に向けた支援等

障害者の日中活動や居宅介護等の障害福祉サービスの充実、グループホーム等の整備による地域生活の場の拡充を支援するとともに、障害児の地域療育体制の整備を図る。

区 分	事 業 内 容
高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	(1)元気で明るい長寿社会づくり事業 介護保険制度の安定性、持続可能性を確保するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせる社会の実現に向けて、介護予防・重度化防止の取組を推進する。
	(2)地域で支える認知症施策推進事業 今後、増加が見込まれる認知症高齢者に対応するため、早期診断・早期対応を充実させ、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域で支える体制を強化する。
	(3)老人福祉施設等環境整備事業 在宅生活が困難な高齢者が、適切に施設サービスを利用できるよう、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の整備に対し助成する。
	(4)地域介護福祉施設等整備事業 介護サービスを必要とする利用者が、住み慣れた地域で安心して暮らすために必要な地域密着型サービス施設等の整備を支援するとともに、介護施設の円滑な開設に要する経費等について助成する。

8 医療の確保

(1)へき地医療対策

へき地医療支援機構において、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施する体制の整備を図る。

また、へき地医療拠点病院が実施する無医地区等への巡回診療や、へき地診療所等への医師派遣等のほか、へき地診療所の運営に必要な経費を助成し、地域住民の医療の確保を図る。

さらに、へき地患者輸送車の運行の支援や、ドクターヘリの運航による搬送時間の短縮や救命率の向上を図る。

区 分	事 業 内 容
病院・診療所の整備	(1)へき地医療拠点病院施設・設備整備事業 へき地医療拠点病院が実施する施設・設備整備に対し助成する。
	(2)へき地診療所施設・設備整備事業 へき地診療所が実施する施設・設備整備に対し助成する。
病院・診療所の運営	(1)へき地医療拠点病院運営事業 へき地医療拠点病院が実施する無医地区等への巡回診療、へき地診療所への医師派遣等に要する経費に対し助成する。
	(2)へき地診療所運営事業 へき地診療所の運営に要する経費に対し助成する。
その他	(1)へき地医療対策推進事業 へき地医療支援機構において、へき地診療所に対する医師派遣の調整や、へき地医療従事者に対する研修など広域的なへき地医療支援を行う。
	(2)へき地患者輸送車運行事業 へき地患者輸送車の運行に要する経費に対し助成する。
	(3)ドクターヘリ運航事業 地域の救急医療体制を強化し、搬送時間の短縮と救命率の向上を図るため、ドクターヘリの運航に要する経費に対し助成する。

(2) 医師確保対策その他の医療確保対策

過疎地域の自治体病院で地域医療に従事する医師の確保を図るため、自治医科大学の運営費を負担するほか、将来、県内の公的医療機関等で地域医療に従事する意思を持つ医学生に対し修学資金を貸与する。

また、大学に寄附講座を設置し、地域における医療連携や医師の地域偏在の解消等に関する研究を進めるほか、医師不足が深刻な地域の中核病院等に対して診療応援を行う。

区 分	事 業 内 容
医師確保対策その他の医療確保対策	(1) 自治医科大学運営費の負担金 へき地・過疎地域における医師の確保を図るため設立された自治医科大学の運営費を負担する。
	(2) 地域医療従事者医師修学資金等貸付金 県内の公的医療機関等で地域医療に従事する医師を確保するため、医学生、大学院生に対し、修学資金を貸与する。
	(3) 大学に寄附講座を設置 地域医療を担う医師養成プログラムに関する研究、医師不足・地域偏在に関する研究及び地域における医療連携等に関する研究を行う。 医師の地域偏在を改善するため、医師不足が深刻な地域の中核病院等に対して診療応援を行う。 ・地域循環・若手医師・女性医師支援学講座設置事業 ・鹿角地域医療多職種連携推進学講座設置事業

9 教育の振興

県立高等学校においては、第七次秋田県高等学校総合整備計画【後期計画】に基づき、地域を支える人材育成の場であるという観点から、社会経済情勢の変化、地域の実情などを踏まえ、学校配置や適正規模、学科改編等について検討する。

また、ふるさとを学びのフィールドとした体験活動や、文化・先人等についての学習、現代的・社会的な課題に対応した学習、学習の成果を地域に生かす活動等を推進するなど、ふるさと教育を基盤としたキャリア教育を推進する。

区 分	事 業 内 容
教育の振興	(1)能代科学技術高等学校整備事業 能代地区2校（能代工業、能代西）の統合校を整備する。
	(2)鹿角小坂地区統合校（仮称）整備事業 鹿角小坂地区3校（花輪、十和田、小坂）の統合校を整備する。
	(3)男鹿地区統合校（仮称）の検討 男鹿地区2校（男鹿海洋、男鹿工業）の統合の検討を進める。
	(4)横手地区統合校（仮称）の検討 横手地区3校（雄物川、平成、増田）の統合の検討を進める。
	(5)キャリア教育実践研究事業 「キャリア教育実践研究協議会」の開催や、広域職場体験システム（Aキャリア）の活用等を通じて、ふるさと教育を基盤としたキャリア教育を進める。

10 集落の整備等

人口減少と高齢化の進行に伴う集落コミュニティ機能の低下に対応するため、日常生活における相互扶助などの集落活動の促進や「小さな拠点」の形成、地域資源を収益に換える仕組みづくりなど、集落の維持・活性化のための施策を、市町村との協働等により推進する。

区 分	事 業 内 容
集落の整備等	(1)未来へつなぐ「元気ムラ」活動推進事業 人口減少社会において、地域住民自らが地域の維持・活性化に向けて取り組む元気ムラ活動を、県全域へ拡大するため、県と市町村による支援体制の充実、あきた元気ムラ大交流会の開催や集落間交流の促進、地域情報の掘り起こしと発信、GBビジネス等を推進する。

	(2)コミュニティ生活圏形成事業 集落における日常生活に必要なサービス機能を維持・確保していくため、複数の集落による新たな生活圏である「コミュニティ生活圏」（集落ネットワーク圏）の形成を図る。
	(3)小さな拠点形成支援事業 「小さな拠点」の形成を官民が協働で推進するため、買い物支援や移送サービスなど、生活機能の維持・確保に向けた取組を一体的に推進する。

11 地域文化の振興等

伝統ある祭り、郷土芸能、民俗行事など生活に密着した地域文化のほか、地域が誇る文化資産や歴史を感じさせる景観、町並みなどを大切に育みながら守っていくための施策を推進する。

また、地域が育んできた文化を守り育て次世代に継承するため、後継者育成や発表の場の充実など伝統芸能等の継承支援に取り組む。

区 分	事 業 内 容
地域文化の振興等	(1)文化財保護助成事業 国指定・県指定文化財等の保護事業へ助成する。
	(2)埋蔵文化財分布発掘調査事業 開発計画予定地域における埋蔵文化財の分布調査及び保護措置並びに学術調査や記録保存のための発掘調査を実施する。
	(3)民俗文化財公開交流事業 小・中学校での民俗文化財公開交流を実施する。
	(4)横手市増田重要伝統的建造物群保存地区整備助成事業 横手市増田重要伝統的建造物群保存地区の修理事業等へ助成する。
	(5)文化の継承・創造推進事業 文化の継承と発展、文化活動の活発な取組を継続していくため、発表の場の確保や活動支援を行う。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

温室効果ガスの排出量の削減等を図るとともに、地域の経済の活性化に資する再生可能エネルギーの導入拡大を推進する。

区 分	事 業 内 容
再生可能エネルギーの利用の推進	(1)新エネルギー産業創出・育成事業 ○再生可能エネルギー導入促進事業 再生可能エネルギーに関する情報収集や地域と共生していくための取組を行う。 ○県内発電事業者等育成事業 風力発電等専門分野に精通したアドバイザーの派遣により、事業計画の立案等を支援する。 ○新エネルギー関連産業創出支援事業 人材育成や関連産業参入に要する企業の研究開発等への補助、企業間マッチングや関連企業誘致を行う。 ○洋上風力発電導入促進事業 発電事業者の事業化支援、関連産業育成のためのセミナーの実施等を行う。 ○水素エネルギー導入促進事業 水素エネルギーの導入や関連産業への参入を目指す県内企業の掘り起こしを図るとともに、県内における導入の可能性について検討する。 ○地熱エネルギー多面的利用促進事業 産学官コンソーシアムによる先進事例調査や関係者への理解促進を通じ、地熱エネルギーの多面的利用について検討する。

13 過疎地域市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助

(1)過疎地域市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助

県と市町村が双方向で政策等の提案を行い、対等な立場で議論し、合意形成に努める「秋田県・市町村協働政策会議」や、将来の人口減少社会においても、住民サービスの水準を確保できるよう県と市町村の有する行政資源の効果的・効率的な活用策等について協働で研究する「人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会」、それぞれの地域課題に対応した市町村間連携の可能性を探る「地域連携研究会」等を通じて連絡調整や研究を行い、必要な人的及び技術的援助等について検討する。

(2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容
市町村振興資金の貸付事業	過疎地域市町村における過疎対策事業を支援するため、市町村振興資金を優先的に配分するほか、一般より低い利率での特利貸付を行う。
移住支援金交付事業	東京圏からの移住の促進及び県内企業の人材確保を図るため、就業等した移住者に移住支援金を支給する市町村に対し助成する。 (補助率 国 1 / 2、県 1 / 4)
戦略作物生産拡大基盤整備促進事業 (団体営)	戦略作物の品質や収量の大幅な向上による高収益農業を実現するため、暗渠排水やモミガラ補助暗渠等による排水強化対策のほか、農業水利施設等の整備・更新を行い、戦略作物の生産拡大に不可欠な生産基盤を整備する。 (補助率 県 10%)
基盤整備促進事業 (団体営)	効率的・安定的な農業経営の確立を図るための基盤の整備をきめ細かく支援する。 (補助率 県 1%)
地域用水環境整備事業 (団体営)	【地域用水機能増進型】 地域用水の管理者と享受者が地域用水機能の維持・増進を図るため、諸活動や組織化への取組を支援し、地域社会における農業水利資産の維持・保全をめぐる新たな支援体制を確立する。
ため池等整備事業 (団体営)	土地改良施設の利活用保全又は周辺環境を整備する。 (補助率 ため池 県 15%、用排水施設 県 1%)
林業・木材産業改善資金	林業及び木材産業関係者に対する無利子資金の貸付を行い、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は労働災害の防止若しくは後継者の養成・確保等を図る。
木材産業等高度化推進資金	森林組合、木材関係協同組合等に木材の生産・流通・加工に要する資金の一部を融資し、木材産業の振興を図る。
森林整備地域活動支援交付金事業	森林の有する多面的な機能が十分に発揮されるよう、森林施業の集約化に必要な森林の現況調査や施業実施区域の明確化等の取組を支援する。(負担金 25%)

林業後継者組織育成事業	林業後継者組織の育成を図るため、林業後継者会議が実施する事業に対し助成する。（補助率 県1／2） ・森林づくり人材育成事業（全国林業後継者大会等へ会員を派遣する。）
秋田スギ生産基盤づくり事業（補助営）	林業生産コストの低減と原木の安定供給を図るため、林内路網の整備を支援する。（定額補助）
生活バス路線等維持事業	地域内の生活交通を確保するため、市町村が助成している生活バス路線の運行経費に対し助成する。 （補助率 県1／2、3／8、1／8） また、市町村が運営している地域バスの運行経費等に対し助成する。 （補助率 県1／2、1／4）
すこやか子育て支援事業	子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、一定の所得を下回る世帯を対象として、0歳から就学前の子どもの保育料の一部又は全部を助成するとともに、3歳からの就学前の子どもの副食費の一部又は全部を助成する。 （補助率 県1／2）
子育てファミリー支援事業	平成30年4月2日以降に第3子以降が産まれた世帯（施設利用者及び在宅育児者）に対し、就学前の子を対象とした一時預かり等の利用料を助成する。 （補助率 県1／2）
市町村子ども・子育て支援事業	子どもの福祉の向上を図るため、市町村が子ども及び子育て家庭を支援する事業に対し助成する。 （補助率 県1／3（国1／3直接補助））
子どもの居場所づくり促進事業	保護者が就労等により日中家庭にいない小学校児童の健全な育成を図る放課後児童クラブの運営費・整備費に対し助成する。 （補助率 県1／3（国1／3直接補助））
地域子ども・子育て支援事業	全ての子育て家庭を支援するため、市町村が地域の実情に応じて行う一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業等の取組を支援し、子どもを産み・育てる環境の充実強化を図る。 （補助率 国1／3、県1／3）

子どものための教育・保育給付支援事業	子ども・子育て支援新制度に係る認定こども園・保育所・幼稚園に対し市町村が支弁する費用について、その一部を負担する。 (補助率 国 1 / 2、県 1 / 4)
地域支援事業交付金	要介護状態になる前からの介護予防を推進するため、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、市町村が行う「地域支援事業」に対し、介護保険法に定められた割合を負担する。 (負担割合 介護予防・日常生活支援総合事業：県 12.5%) (// 包括的支援事業・任意事業 : 県 19.25%)
友愛訪問活動強化支援事業	友愛訪問活動（老人クラブが行う在宅高齢者への戸別訪問）や、その取組を広げるための事業に対し助成する。 (補助率 国 1 / 3、県 1 / 3)
老人クラブ助成事業	市町村の老人クラブ連合会及び老人クラブの活動に対し助成する。 (補助率 国 1 / 3、県 1 / 3)
特定健康診査・保健指導事業	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき市町村国保が実施する特定健康診査・保健指導などの事業に対し助成する。 (補助率 県 1 / 3)
障害児・者施設整備事業	障害児・者福祉サービスを提供する障害児・者施設の整備を促進することにより、障害児・者の福祉の向上を図る。 (補助率 国 1 / 2又は補助単価の 2 / 3、県 1 / 4又は補助単価の 1 / 3)
すこやか療育支援事業	児童発達支援等の利用者負担の一部を助成し、療育する保護者の経済的負担の軽減を図り、サービスの利用を推進する。 (補助率 県 1 / 2)
市町村健康増進事業費補助事業	健康増進法に基づき市町村が実施する健康教育や健康相談、健康診査などの事業に対し助成する (補助率 国 1 / 3、県 1 / 3)
過疎地域等特定診療所施設・設備整備事業	過疎地域における住民の眼科・耳鼻咽喉科又は歯科の特定の診療科の医療の確保を図るため、診療所の施設・設備整備に要する経費に対し助成する。 (補助率 国 1 / 2、県 1 / 4)

学校・家庭・地域 連携総合推進事業	○放課後子ども教室推進事業（補助率 国1／3、県1／3） 主に放課後、学校の余裕教室等で、小・中学生を対象に安全・安心な居場所と学習や体験活動等の機会を提供する。 ○わくわく土曜教室推進事業（補助率 国1／3、県1／3） 土曜日や長期休業中に、公民館等で、専門的知識・技能を持つ地域住民等が、小・中学生を対象に教科に関連した特色ある教育プログラムを提供する。 ○地域未来塾事業（補助率 国1／3、県1／3） 主に放課後、公民館等で、大学生や民間教育事業者等が、中学生等を対象にICT等を活用した学習支援を実施する。
------------------------------	--